

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成18年12月28日(2006.12.28)

【公開番号】特開2005-330460(P2005-330460A)

【公開日】平成17年12月2日(2005.12.2)

【年通号数】公開・登録公報2005-047

【出願番号】特願2004-317829(P2004-317829)

【国際特許分類】

C 0 9 D 11/00 (2006.01)

B 4 1 M 5/00 (2006.01)

B 4 1 J 2/01 (2006.01)

【F I】

C 0 9 D 11/00  
B 4 1 M 5/00 E  
B 4 1 J 3/04 1 0 1 Y

【手続補正書】

【提出日】平成18年11月9日(2006.11.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

顔料と、水およびエタノールに対する溶解度が25で3重量%未満である高分子化合物と、有機溶媒とを少なくとも含む油性顔料インク組成物において、有機溶媒として、引火点が55～120、沸点が170～250の範囲にあるジプロピレングリコールモノアルキルエーテルモノアルキルエステル、トリプロピレングリコールモノアルキルエーテルモノアルキルエステル、ジプロピレングリコールジアルキルエーテルおよびプロピレングリコールジアルキルエステルの中から選ばれる少なくとも1種の(ポリ)プロピレングリコール誘導体を全インク組成物中40～90重量%含み、上記の高分子化合物として、アクリル系樹脂、ポリエステル系樹脂、ポリウレタン系樹脂、塩化ビニル系樹脂よりなる群より選ばれる少なくとも1種の樹脂を含み、この樹脂の重量平均分子量が5,000～100,000であることを特徴とする油性顔料インク組成物。